

令和4年度 椿東小学校 いじめ防止基本方針

萩市立椿東小学校

ページ

I いじめの防止等に係る考え方

- 1 いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの構造、特徴
 - (3) いじめの段階
- 2 いじめの対応に係る基本的な考え方・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの防止
 - (2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進
 - (3) 対応の視点
- 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項・・・・・・・・ 3
 - (1) 学校における基本姿勢
 - (2) いじめ防止等に係る取組の年間計画

II 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

- 1 未然防止【いじめの予防】・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) 学校の教育活動を通じた取組
 - (3) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】・・・・・・・・ 6
 - (1) 校内指導体制の確立
 - (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
 - (3) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】・・・・・・・・ 6
 - (1) 早期対応に係る学校の体制づくり
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応
 - (4) 地域・関係機関との連携
- 4 重大事態への対応フロー図【学校用】・・・・・・・・ 8

I いじめの防止等に係る考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの構造、特徴

- ① いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
- ② いじめは「いじめを受けている者」「いじめている者」「周りではやしたてる者」「見て見ぬふりをする者」の「四層構造」となっていることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(3) いじめの段階

○レベル1 【日常的衝突としてのいじめ】

- ・ふざけ ・いたずら ・ちょっかい ・口論 ・けんか など

○レベル2 【教育課題としてのいじめ】

- ・日常的な衝突を超え、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向け取組を進めたり、経過観察をしたりするなど、組織的な対応が必要なもの。

○レベル3 【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ① 「児童等は、いじめを行ってはならない。」（推進法第4条）
- ② いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

(2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進

- ① いじめ問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- ② 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、社会総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(3) 対応の視点

- ① いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - 未然防止【いじめの予防】
 - 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

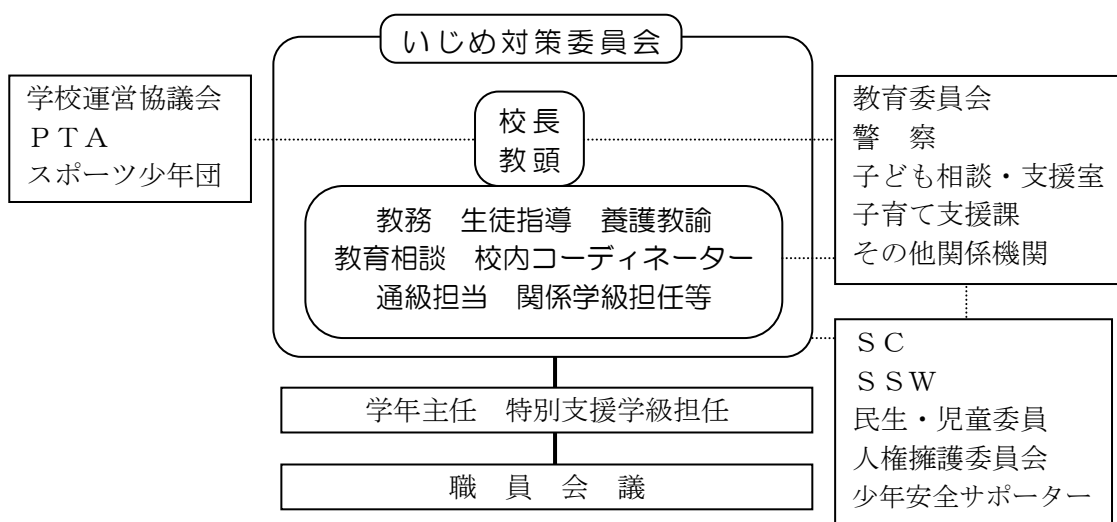
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

(1) 学校における基本姿勢

- ① 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を中核として、一致協力体制を確立し、学校の実態に応じて、いじめ防止等について体系的・計画的かつ具体的な取組を推進する。
- ② いじめは、未然防止の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- ③ 児童生徒の些細な変化に対して、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- ④ 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

(2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組

① 校内委員会（いじめ対策委員会）による組織的行動



付 この委員会は、いじめに限らず、学校・学年・学級経営に係る事項を含めた中心組織とする。

② 具体的行動

ア 「萩市いじめ防止基本方針」の「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント[資料2]」に準ずる。(P.9～P.12 参照)

イ その他～本校の視点～

○ 次のような授業をめざす

- ・ 明確な課題
- ・ 一人学びの時間の確保
- ・ 共学びの位置付け
- ・ 課題に沿った振り返り
- ・ 明確な評価基準

○ 異年齢集団による活動により次のようなねらいをめざす

- ・ 規範意識、思いやりなどの豊かな心の醸成
- ・ 適切な指導による児童同士で問題を解決していく力の育成

(2) いじめ防止等に係る取組の年間計画(予定)

学期	いじめ対策委員会	校内研修会	個別教育相談
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4, 5月の学年・学級経営のポイント発信 ○ 4月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童情報の共有 ・ 委員会のねらい確認 ・ 役割分担の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策委員会の組織と活動内容の周知 ○ 7月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学期の状況と方針を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週1回の生活アンケート調査と行動 ○ 6月 <ul style="list-style-type: none"> 保護者アンケート実施 ○ 6月(2週間) <ul style="list-style-type: none"> 教育相談期間
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 11月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の評価と対策 ○ 12月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童情報の共有 ・ 活動の評価と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10, 11月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の状況とポイント発信 ○ 12月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の状況と方針を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週1回の生活アンケート調査と行動 ○ 10月 <ul style="list-style-type: none"> 保護者アンケート実施 ○ 10月(2週間) <ul style="list-style-type: none"> 教育相談期間
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3学期のポイント発信 ○ 2月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週1回の生活アンケート調査と行動 ○ 2月 <ul style="list-style-type: none"> 保護者アンケート実施 ○ 2月(2週間) <ul style="list-style-type: none"> 教育相談期間

- 付 ○「児童の情報交換会」を週1回（職員会議、職員連絡会后）開き、情報を共有したり新たな情報を収集したりする場とする。なお、この会は「いじめ対策委員会」も兼ねるものとする。
- 学校運営協議会や保護者、関係機関等の声を大切な情報源とする。
- 「学校いじめ対策基本方針」は、いじめ対策委員会や校内研修会で活用する。

II 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- ① いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
- ア 教職員の資質能力の向上
- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- イ 児童の行動観察
- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童生徒とふれあう機会を増やし、子どもたちの行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
- ウ 児童理解
- ・ 生活ノート、生活アンケート等を通して、児童理解に努める。
- エ 教育相談の充実
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

(2) 学校の教育活動を通じた取組

- ① 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。
- ② 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。

(3) 家庭・地域との連携

- ① 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- ② 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 校内指導体制の確立

- ① 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る
- ② 教育相談担当教諭・養護教諭をいじめ対策委員会に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- ① 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- ② 児童との信頼関係に基づき心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケート等により、児童生徒の内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気での相談できるように教育相談室等の活用を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ① 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ② 地域行事や各種の催事などにおいて児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 早期対応に係る学校の体制づくり

- ① いじめ対策委員会にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。必要に応じて、関係機関との連携も検討する。
- ② いじめは、担任や教科担当等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有等を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

(2) 対応する上での留意点

- ① いじめられている児童生徒・保護者への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。

- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
 - ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ② いじめている児童生徒・保護者への対応
- ・ 当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
 - ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。
- ③ 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導
- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。
- ④ いじめのアフターケア
- ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ① インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- ② いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、当該児童への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 地域・関係機関との連携

- ① 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
- ② 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

重大事態対応フロー図

《いじめの疑いに関する情報》

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

《重大事態の発生》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

《学校が調査主体の場合》

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

◇ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◇ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◇ 調査結果を教育委員会に報告 (※教育委員会から市長等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

《教育委員会が調査主体の場合》

◇ 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報共有し組織的に対応

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置 (※「組織的ないじめ対応イメージ **資料1**」と連動)

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《いじめの防止等の対策のための組織》(以下、「いじめ対策委員会」)

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《いじめ対策委員会》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応する

③-A 子供への指導・支援を行う

※「いじめ対策組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《いじめ対策委員会》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供